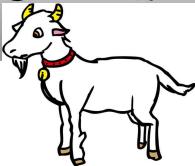


家畜衛生だより



まだ出していない方へ

定期報告書の提出をお願いします！

提出期限は4月15日となっております

まだ提出していない方は、お手数ですが必要事項を記入のうえ、添付書類とともに東部家畜保健衛生所までご提出をよろしくお願ひいたします。

報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所までご連絡ください。

伝達性海綿状脳症(TSE)の検査対象月齢が、
12ヶ月齢以上→**18ヶ月齢以上**に引き上げられました。
18ヶ月齢以上のめん羊、山羊等が死亡した場合には、
東部家畜保健衛生所までご連絡ください。

～令和4年度新体制のお知らせ～

防疫課

所長 江森 美香★
次長 古屋 聰子

衛生指導課

主幹 平畠 淳★
塚原 涼子 末政 奈津美
細野 真司 中橋 冬陽★
志賀 彩加★

課長 片山 雅一
関 順子(庶務)★ 佐多 美香
菅 賢明★ 佐々田由美子★
岩間 亮祐 醍醐 由香里★

転出者

青木 ふき乃、小川 明宏、中山 雄大、山桐 慶之、
佐藤 沙樹、柏木 志穂、高梨 優希

★:転入者

令和4年4月第3号(綿山羊)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

～新年度あいさつ～

平素より当所の業務推進に御理解御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。このたび青木所長の後任として東部家畜保健衛生所長に着任しました江森です。引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、今季の高病原性鳥インフルエンザは、昨季に比べ発生事例数が少なくなり、これは懸命に消毒等に励まれた生産者皆様の努力の結果と理解しておりますが、主に北海道や東北地方でカラス等野鳥の感染確認事例が相次ぎ、また世界的には欧州や北米で養鶏場における発生が続くなど、いまだ気の抜けない状況となっています。

この病気はGW頃まで油断できないとされており、来季以降も本病の流行が予想されます。飼養者の皆様には、改めて飼養衛生管理基準の遵守徹底と埋却地の確保をお願いします。

一方豚熱についてですが、ワクチン接種地域内の養豚場で発生が続いており、中には豚や精液の流通により本県を含む複数の県で影響を受けた事例もありました。3月には本州西端の山口県で感染イノシシが確認されたことから、北海道と九州を除く地域全てでワクチンを接種することになります。

飼養者の皆様には、知事認定獣医師制度を活用した接種頻度の向上とともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底及び埋却地の確保をお願いします。

牛について、今年度は山武市旧松尾地区、白子町、銚子市、長柄町のヨーネ病定期検査を実施します。また、引き続き慢性疾病低減のためのBVD、EBL、死亡牛のBSE検査を家畜診療所等の御協力のもと実施していきます。伝染病発生時の防疫措置や豚熱対応強化のため、関係者の皆様に御不便をおかけすることがございますが、御理解御協力のほどよろしくお願いします。

また、家畜伝染病の発生予防を目的に、飼養衛生管理基準の順守状況等の把握のため、電話連絡や農場訪問をさせていただくことがあります。御多忙とは存じますが、何卒御協力をお願いします。

当所が所管する県東部地域は、県内で最も畜産の盛んな地域です。家畜衛生分野に山積する課題について、生産者の皆様とともに取り組む所存でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

東部家畜保健衛生所長 江森 美香

本年度も引き続きよろしくお願ひいたします

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください